

○長野県警察航空機の運用等に関する訓令

平成5年9月1日
県警察本部訓令第16号

長野県警察航空機の運用等に関する訓令を次のように定める。

長野県警察航空機の運用等に関する訓令

長野県警察航空機使用管理規定（昭和55年長野県警察本部訓令第18号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 運用（第9条—第22条）
- 第3章 安全・保守管理（第23条—第25条）
- 第4章 補則（第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、警察用航空機の運用等に関する規則（昭和37年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）及び警察用航空機の運用等に関する細則（平成4年警察庁訓令第16号。以下「細則」という。）に基づき、長野県警察航空機の運用及び整備等に関し必要な事項を定めるものとする。

（管理責任者）

第2条 航空機の管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、警察本部警備部警備第二課長とする。

2 管理責任者は、警察本部長（以下「本部長」という。）の指揮を受け、航空機の運用及び整備等に関しその責めに任ずるものとする。

（航空隊長）

第3条 規則第6条第3項に規定する航空隊長（以下「航空隊長」という。）を、警察本部警備部警備第二課航空隊（以下「航空隊」という。）に配置する。

2 航空隊長は、管理責任者の指揮監督の下、航空隊を運営し、次の各号に掲げる業務を統括するものとする。

- 航空機の運航及びその安全に関すること。
- 航空機等の整備に関すること。
- 航空業務に関する教育訓練に関すること。

3 航空隊長は、航空隊の運営に当たっては、機動隊その他の所属と緊密に連携を図るものとする。

（運航責任者）

第4条 規則第9条第1項に規定する運航責任者（以下「運航責任者」という。）は、警察本部地域課航空隊（以下「航空隊」という。）操縦士のうち先任者とする。ただし、航空隊長が運航責任者である場合、これを兼ねることができる。

（安全担当者）

第5条 規則第10条に規定する安全担当者は、運航責任者を除く航空隊操縦士のうち先任者及び整備士のうち先任者とする。

（航空機を運用する場合の活動）

第6条 航空機の活動は、災害その他の場合における警備実施活動及び警察業務の支援活動とする。

（災害その他の場合における警備実施活動）

第7条 災害その他の場合における警備実施活動とは、災害警備、警衛・警護等の実施時において、警備第二課長が必要と認める空域等を巡航し、異常な事象等の把握、警戒活動、被災者の救出救助、部隊員の搬送等、警備実施に必要な活動並びにその訓練及び待機をいう。

2 待機とは、指定された場所において、緊急事態が発生した場合に直ちに出勤できる態勢を保持しながら、航空機、装備資機材等の点検整備等に当たることをいう。

(警察業務の支援活動)

第8条 警察業務の支援活動とは、航空機を警備実施活動以外の業務に運用する場合の活動であって、次の各号に掲げる活動をいう。

- (1) 警ら活動
- (2) 山岳遭難救助、水難救助その他人命の救助又は捜索救難のための活動
- (3) 緊急配備のための活動
- (4) 事件、事故等の発生時における被疑者の発見、事故の状況把握等のための活動
- (5) 特定の施設等の警戒警備のための活動
- (6) 航空機運航能力の維持・向上のための活動
- (7) その他警察各部門の業務を支援するために必要と認められる活動

第2章 運用

(運用)

第9条 航空機は、警察活動においてその特性を活用することが効果的と認められる場合に運用するものとする。

(航空業務計画)

第10条 本部長は、警察庁長官が定める航空業務計画の策定の指針に基づき、規則第4条第3項に規定する毎年度の航空業務計画を策定し、その後速やかに警察庁長官に報告するものとする。

2 本部長は、策定した航空業務計画に基づき、航空隊長に関係職員に対する所要の教育訓練を行わせるものとする。

(機長の措置)

第11条 機長(規則第12条の規定により運航責任者が指定した者をいう。以下同じ。)は、航空機に急迫した危難が生じたとき又は危難が生ずるおそれがあると認められるときは、航空法令の定めるところによるほか、警察無線によりその概要を本部長に報告するように努めなければならない。

(警察無線局の措置)

第12条 警察無線局は、航空機からの危難に関する通報を傍受したときは、直ちに管理責任者を經由して本部長にその内容を報告しなければならない。

(警察署長の措置)

第13条 警察署長は、管轄区域内において警察用航空機の事故の発生を認知したときは、直ちに搭乗員の救助、事故現場の保存、その他必要な措置を講ずるとともに、その状況を管理責任者を經由して本部長に報告しなければならない。

(事故調査委員会)

第14条 本部長は、警察用航空機の事故が発生したときは、その事故の原因を明らかにするため、必要により事故調査委員会を設けるものとし、その編成及び任務は別に定める。

(臨時発着場)

第15条 本部長は、規則第18条に規定する臨時発着場(以下「臨時発着場」という。)を警察署の管轄区域内に1以上指定するものとする。ただし、地理的、地理的要因により指定が困難な場合はこの限りでない。

2 所属長は、臨時発着場以外の場所を航空機の離発着に使用しようとするときは、使用する日の1月前までに本部長に報告し、臨時発着場の指定を受けなければならない。ただし、離発着の理由が救難救助である場合にあつては、この限りでない。

(臨時発着場における措置)

第16条 警察署長は、臨時発着場が航空機の離発着に使用されるときは、その安全を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 関係者以外の出入りを禁止すること。
- (2) 風向及び風速を上空から確認できるよう、吹き流し等を設けること。

- (3) 着陸地に雪があるときは、着陸地点となる場所を直径25メートル以上の円形に踏み固めること。
- (4) 着陸地点の地面が非舗装で乾燥しているときは、散水をして砂じん防止をすること。
- (5) 駐機中の航空機等の警戒警備を行うこと。

2 前項の規定は、臨時発着場以外の場所が航空機の離発着に使用される場合の措置について準用する。
(搭乗申請)

第17条 所属長は、航空機に搭乗して警察活動を行うことが必要と認めるときは、本部長が定める場合を除き、原則として搭乗する日の10日前までに航空機搭乗承認申請書（様式第1号。以下「承認申請書」という。）を本部長に提出しなければならない。この場合において、所属長が依頼して警察職員以外の者（以下「部外者」という。）を搭乗させる場合又は他の機関との合同活動により部外者を搭乗させる場合は、誓約書（様式第2号）を承認申請書に添付して提出しなければならない。ただし、申請に当たって急を要し、書面により申請するいとまのないときは、電話その他適宜の方法により申請し、事後速やかに承認申請書及び誓約書を提出するものとする。

(搭乗承認)

第18条 本部長は、前条の申請に対し、承認を与えたとき又は不承認としたときは、その旨を申請者に連絡するものとする。

(搭乗以外の使用手続)

第19条 前2条の規定は、搭乗しないで航空機を使用する場合について準用する。

(事前連絡)

第20条 所属長は、第18条に規定する航空機の搭乗承認があったときは、使用の細部事項について航空隊長と打合せをしなければならない。

(搭乗)

第21条 搭乗者は、航空機に搭乗する際、警察手帳その他身分を明らかにする書類を航空隊長又は機長に提示しなければならない。

2 搭乗者は、機長の指示に従うとともに、航空機搭乗者心得（別記）を遵守しなければならない。

(搭乗手続きの例外)

第22条 第17条により本部長が定める場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 救助された者、保護された者又は護送を要する被疑者が搭乗する場合
- (2) 航空機の運航業務で関係者が搭乗する場合
- (3) 航空機の整備を委託された者が搭乗する場合
- (4) 捜索又は救助作業に従事する者が搭乗する場合

(部外者からの搭乗申請)

第23条 所属長は、部外者から航空機の搭乗について依頼があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、原則として搭乗する日の10日前までに承認申請書に誓約書及び部外者からの航空機の搭乗依頼に関する書面の写しを添付して本部長に提出しなければならない。

2 第18条から第21条までの規定は、前項の申請に伴う手続き及び航空機に搭乗する場合の措置について準用する。

第3章 安全・保守管理

(運航判断)

第24条 機長は、航空機の運航に当たって調査の結果、運航が困難と認めたとき又は運航予定を変更することが必要と認めたときは、航空隊長に報告の上、関係者に所要の連絡を行うものとする。

(航空従事者の心構え)

第25条 航空従事者は、常に関係法令の研究及び技術の向上に努め、安全運航の確保及び航空業務の円滑な処理に当たらなければならない。

(特殊な飛行の制限)

第26条 航空隊長は、夜間飛行その他特殊な飛行を必要とするときは、その都度本部長に報告し、その承認を得なければならない。ただし、緊急を要し本部長の承認を得るいとまのないときは、この限りでない。

2 航空隊長は、前項ただし書きの規定に該当する場合であっても、事後速やかに本部長に報告しなければならない。

第4章 補則

(補則)

第27条 この訓令に定めるもののほか、航空機の運用及び整備等に関し必要な事項は、管理責任者が定める。

附 則

この訓令は、平成5年9月1日から施行する。

この訓令は、平成5年9月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成5年9月1日から施行する。

この訓令は、平成5年9月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月14日県警察本部訓令第5号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成6年3月17日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成13年3月19日県警察本部訓令第8号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成13年3月22日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成13年3月30日県警察本部訓令第13号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月18日県警察本部訓令第7号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月18日県警察本部訓令第3号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年5月10日県警察本部訓令第8号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、令和3年5月10日から施行する。

附 則 (令和4年3月17日県警察本部訓令第3号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年3月18日から施行する。